地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項前段の規定により岐阜県知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和3年6月25日

岐阜県監査委員 水 野 吉 近 岐阜県監査委員 長 屋 光 征 岐阜県監査委員 鈴 土 靖 岐阜県監査委員 長 縄 直 子 岐阜県監査委員 南 圭 一

#### 1 令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

			監査結果	措置済	今回措置を	未措置
	区	分			講じたもの*	
			A	В	С	A-B-C
		出資・出捐団体	0	_	_	_
	指摘事項	補助金等交付団体	1	0	0	1
		指定管理者	0	_	_	_
団		計	1	0	0	1
		出資·出捐団体	4	0	1	3
	指導事項	補助金等交付団体	2	0	0	2
体		指 定 管 理 者	2	0	2	0
		計	8	0	3	5
		出資·出捐団体	0	_	_	_
	検討事項	補助金等交付団体	0	_	_	_
		指定管理者	0	_	_	_
		<b>=</b>	0	_	_	_
		出資·出捐団体	0	_	_	_
	指摘事項	補助金等交付団体	2	0	0	2
		指 定 管 理 者	0	_		_
所		<b>計</b>	2	0	0	2
管		出資·出捐団体	0	_	_	_
機	指導事項	補助金等交付団体	1	0	0	1
関		指 定 管 理 者	0	_	_	_
	計		1	0	0	1
		出資·出捐団体	1	0	1	0
	検討事項	補助金等交付団体	0	_	_	_
		指 定 管 理 者	0	_	_	_
		<del>  </del>	1	0	1	0
	合	計	13	0	4	9

<sup>※「</sup>今回措置を講じたもの」については、令和3年6月7日に知事から通知があったもの

・指摘事項:是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

・指導事項:是正又は改善を求める事項

・検討事項:所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

<sup>(</sup>注) 監査結果の区分については、次のとおり。

#### 2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

## (1)団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

#### 出資·出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
公益財団法人	文化伝承課	経理事務において、出納役は、	指導事項について当該法人に
岐阜県美術振興会		「公益財団法人岐阜県美術振興	対応を求めたところ、以下のとお
		会会計処理規程」により、毎月末	り報告を受け、確認した。
		に、預貯金の残高を証明すること	従来から、担当者にて、毎月末
		ができる書類によりその残高と	に預貯金の残高と帳簿との照合、
		帳簿の残高とを照合するととも	有価証券と帳簿との照合を実施
		に、有価証券について実査を行	していたが、照合結果を文書にて
		い、帳簿と照合しなければならな	保管していなかった。
		いとされているが、平成 31 年 4	今後は、毎月末に実施した照合
		月以降、これらの照合を実施した	結果について、出納役の決裁を受
		ことが確認できない状況となっ	けることにより、照合を行った事
		ていたので、今後は適正に処理さ	実が確認できるようにする。
		れたい。	

#### 指定管理者

指正官理有			
団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
(施設名称)			
関ケ原町	環境企画課	エコミュージアム関ケ原エレ	指導事項について、当該団体に
(岐阜県東海自然歩		ベーター設備保守委託に係る契	対応を求めたところ、以下のとお
道関ケ原ビジターセ		約事務において、委託料を一括で	り報告を受け、確認した。
ンター)		前払していたが、関ケ原町契約規	現行の業務委託契約書には前
		則に基づき契約書に前金払の時	金払についての記載が無かった
		期及び金額を記載すべきところ、	ため、令和3年度から締結する業
		これらを記載していなかったの	務委託契約書には、前金払の時期
		で、今後は適正に処理されたい。	及び金額についての条項を追加
			した。
			今後は、関ケ原町契約規則及び
			その他関係法令を遵守し、複数の
			職員によるチェックを徹底する
			ことで、適正な事務処理を行う。
公益財団法人	文化創造課	ぎふ清流文化プラザの管理運	指導事項について当該法人に
岐阜県教育文化財団		営業務において、1物品当たり	対応を求めたところ、以下のとお
(ぎふ清流文化プラ		10 万円以上である備品の購入等	り報告を受け、確認した。
ザ)		を行う必要が生じたときは、「ぎ	財団内の全体ミーティングに
		ふ清流文化プラザの管理に関す	おいて、財団職員に対し、岐阜県
		る基本協定書」に基づき、その旨	と締結している「ぎふ清流文化プ
		を県に連絡すべきところ連絡し	ラザの管理に関する基本協定書」
		ていないものがあったので、今後	の内容を改めて確認させ、内容を
		は適正に処理されたい。	遵守するよう周知した。
			また、財団内各事業課が予定価
			格 10 万円以上の備品を購入する
			必要が生じた場合には、予め経営

	管理課(指定管理担当)と協議を
	行うこととし、岐阜県へのその旨
	の「連絡」は経営管理課(指定管
	理担当)が行うこととした。

# (2)所管機関監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

### 出資·出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
文化創造課	公益財団法人	公益財団法人岐阜県教育文化	検討事項について、令和3年3
	岐阜県教育文化財団	財団(以下「財団」という。)に	月 31 日に「公益財団法人岐阜県
		対する平成 29 年度岐阜県教育文	教育文化財団補助金交付要綱」を
		化財団補助金において、次のとお	改正し、消費税及び地方消費税の
		り仕入税額控除した消費税に係	仕入控除税額が確定した場合の
		る補助金(以下「消費税相当額」	取扱いに関する規定を新たに設
		という。)の返還が大幅に遅延す	けた。また令和元年度の仕入税額
		る不適正な事項が見受けられた。	控除した消費税に係る補助金に
		その主な原因は、「公益財団法人	ついては別途報告を受けて、返還
		岐阜県教育文化財団補助金交付	金が発生しないことを確認して
		要綱」に消費税相当額の取扱いに	いる。
		関する規定が無いことによると	今後は、外部からの協議事項に
		認められるので、速やかに必要な	ついては、担当者のみでなく複数
		規定を設けるなど、今後の処置に	人で共有することで、再発防止に
		ついて検討されたい。	努める。
		財団は、平成29年度決算に伴	
		う法人の消費税の確定申告(申告	
		期限平成30年5月末日)に当た	
		り、消費税相当額 96,700 円を県	
		に返還する必要があると認識し、	
		補助金の額の確定(平成 30 年 5	
		月18日)後、県と協議したが、	
		県は具体的な手続を示さなかっ	
		た。その後、財団が、平成30年	
		度に県から交付を受けた補助金 に係る消費税相当額と合わせて、	
		再度県と協議したところ、県は令     和元年 11 月 22 日に返還を指示	
		和九中 11 月 22 日に返還を指示   し、12 月 2 日、財団は同額を返	
		こ、12 月2日、州団は同領を返   還していた。	
		迷していた。	